

奈良県と奈良大学との就職支援に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と奈良大学（以下「乙」という。）は、奈良県の次世代を担う人材の育成・確保を図るため、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の学生と県内企業等との継続的な接触の機会の創出を図るため、甲と乙は相互に連携、協働し学内における企業説明会、少人数による交流の機会等を計画的に実施することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力して実施する。

- （1）学生に対する奈良県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- （2）学生に対する奈良県で暮らすメリットや魅力の説明等に関すること。
- （3）学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること。
- （4）保護者向けの就職セミナーの開催に関すること。
- （5）学生のU I ターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
- （6）奈良県内企業における学生のインターンシップ受入の支援に関すること。
- （7）奈良県内企業の採用活動の支援に関すること。
- （8）その他、学生のU I ターン就職促進に関すること。

2 前項各号に定める事項の実施に当たっては、乙の特性を踏まえつつ、歴史・文化財関連産業、観光産業、地域産業等の分野における企業等と学生の接点創出を推進するとともに、地域資源を活かした県内各種業界、企業への理解を深め、就業機会の促進を図る。

3 甲と乙はそれぞれの特性を踏まえ、県内企業参画促進、学生への情報発信並びに周知、プログラムの企画及び運営について適切に役割分担を行い、継続的かつ効果的な取組の推進に努める。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知れた情報について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、本条項に定める義務は、期間満了後も存続するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は期間満了の翌日から起算してさらに1か年更新するものとし、その後も同様に扱う。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

2 前項のほか、本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の双方が署名の上、各1通を保管する。

令和8年7月21日

甲 奈良県奈良市登大路30番地

奈良県知事

山下 真

乙 奈良県奈良市山陵町1500

奈良大学学長

今津節生